

令和7年度 信州まつもと空港旅行商品企画販売奨励金の概要

信州まつもと空港利用促進協議会

事業内容	信州まつもとと空港を利用した魅力ある旅行商品の提供を促すため、定期便を利用する旅行を企画・実施する旅行業者に対し、販売実績（搭乗人数）に応じて、予算の範囲内において、奨励金を交付します。			
対象旅行業者 及び旅行商品	旅行業法第3条の登録を受けている旅行業者が企画・実施する「信州まつもとと空港発着定期便」を利用した包括旅行運賃（IT、IIT）が適用される旅行商品 ※ 定期便の欠航により、中止となった旅行商品は対象としません。			
奨励金交付額	以下の旅行商品の区分ごとに、販売実績（搭乗人数）に応じて交付額を算出します。			
	旅行商品区分		奨励金単価 （片道）	
	「松本-福岡線」 搭乗旅行商品	11月・2月	@500円	@奨励金単価 × 往路+復路 搭乗人数
		12月・1月	@1,500円	
	「松本-札幌線」 搭乗旅行商品	11月・2月	@1,000円	
		12月・1月	@2,000円	
「松本-神戸線」 搭乗旅行商品	11月・2月	@500円		
	12月・1月	@1,000円		
※交付額は、予算の範囲内で調整して交付決定する場合があります。				
申請・請求方法	【事前ヒヤリング】 当該旅行を企画して、当該年度の奨励金の交付を希望する旅行業者は、9月22日までに当協議会あてにご連絡ください。追って、商品企画予定書（月毎の販売目標数記入）をお送りしますので、9月30日までにご提出ください。その後、予算の範囲内で調整して、奨励金交付の内示をします。			
	申請方法 対象となる旅行の終了日の翌月10日までに、当該旅行を企画・実施した旅行業者から、当協議会あて直接申請してください。その後、申請書類を審査の上、奨励金交付の決定を通知します。			
	【申請書類】 ・旅行商品企画販売奨励金交付申請書 ・旅行商品の募集用パンフレット・チラシ等（出発日、料金の記載のあるもの） ・航空会社が発行する搭乗証明書の写し			
	請求方法 奨励金決定通知到着後、別に定める請求書を当協議会あて提出してください。 ※ 交付額は、予算の範囲内で調整して、内示額を超えて交付する場合があります。			
問い合わせ先	信州まつもとと空港利用促進協議会事務局 （長野県企画振興部交通政策局松本空港課内） 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 TEL：026-235-7019 FAX：026-235-7396 E-mail：airport@pref.nagano.lg.jp			